

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件

(平成二十八年十一月三十日)

(国土交通省告示第千三百七十七号)

改正 令和 五年 九月二五日国土交通省告示第九七二号

令和 六年 六月二八日同 第九七五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第七条第一項第二号の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第四条第一項第二号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

- 一 壁を有しないこと。
- 二 内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。